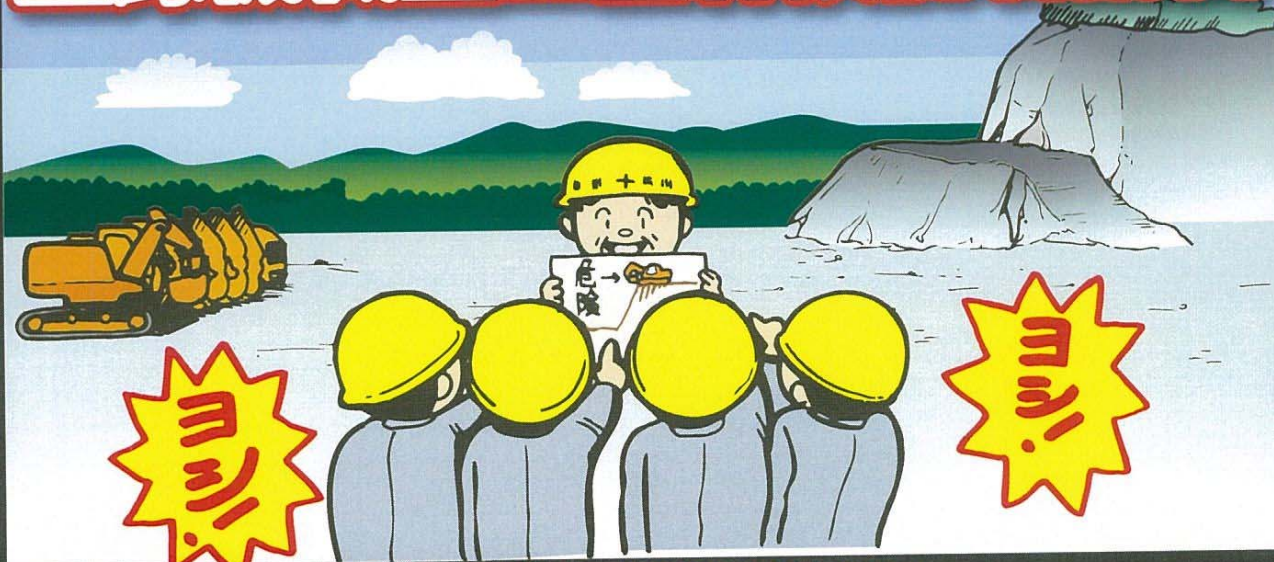


基幹技能者

工事現場の中核的役割を担うものに与えられる新しい公的資格
経営事項審査Z(技術力)に3点評価

国土交通大臣

登録機械土工基幹技能者講習



登録機械土工基幹技能者とは

工事現場において、基幹的な役割を担うために必要な技能に関する講習であって、建設業法施行規則の規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を修了した者をいいます。

登録機械土工基幹技能者になるためには

●新たに資格を取得する人は？ 登録講習(3日間)を受講します

受講資格

10年以上の機械土工実務経験者で公的資格をもつ者
(そのうち職長職を3年以上経験した者)

講義と試験

基幹技能一般知識、基幹技能関係法令、建設工事の施工・工程・
資材管理等の講義とその試験を行う

講習開催日

支部	実施場所	実施時期	支部	実施場所	実施時期
関東	東京都	平成25年 6月21日(金) ~23日(日)	東北	仙台市	平成25年 10月11日(金) ~13日(日)
静岡	藤枝市		関東	東京都	
中部	福井市		静岡	藤枝市	
近畿	大阪市		中部	名古屋市	
中国	広島市		近畿	大阪市	
九州	福岡市			浦添市	

※経営事項審査で加点評価の対象となる建設業の種類一とび・土工工事業、土木工事業

お問い合わせは 一般社団法人 **日本機械土工協会**

〒110-0015 東京都台東区東上野5-1-8 上野富士ビル9階
TEL 03-3845-2727 FAX 03-3845-6556
URL <http://www.jemca.jp>

国土交通大臣

平成25年度登録機械土工基幹技能者講習のご案内

主催 (社)日本機械土工協会 静岡支部

静岡県重機建設業工業組合

実施時期

平成25年10月 11日(金)～13日(日)

3日間(講義・試験)

開催会場

〒426-0007 静岡県藤枝市潮107の2 中部重機研修センター(静岡県建設学院)

電話 054-644-2722 FAX番号 054-644-2649

取得する建設業の種類 ①とび・土工工事業又は②土木工事業のいずれかを選択

準備するもの

- 1) 講習申込書
- 2) 住民票
- 3) 公的資格証明書類 1・2級の建設機械施工技士・施工管理技士(土木、建築及び管工事並びに造園)、足場組み立てなど作業主任技能講習、車両系建設機械の運転技能講習の、合格証、修了証いずれか1つだけ)の写し
- 4) 機械土工の実績・職長経験証明書(実績10年以上、職長(職長教育修了後)3年以上)事業主の証明
- 5) 職長教育修了証(労働安全衛生法(60条))か、事業主以外の元請の建設業者等の証明書類)、のいずれかの写し
- 6) 受講手数料の金額 登録講習 30,000円/人
- 7) 受講補助制度 雇用能力開発機構都道府県センターの建設教育訓練助成金(第4種技能実習)制度による、受講者一人当たり7,000円/日の賃金助成あります。
- 8) 資格の効果 合格者に対し、技術力として経営事項審査で3点評価があります。
- 9) 問い合わせ先 静岡県重機建設業工業組合 〒426-0007 静岡県藤枝市潮105-5
TEL054-647-3231 fax054-644-2649 まで